

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

(1) 在宅福祉対策

(昭和61年度)

事業名	事業の概要
<p>要介護老人対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人家庭奉仕員派遣事業 老人日常生活用具給付等事業 ショートステイ事業 デイ・サービス事業 痴呆性老人処遇技術研修事業 	<p>ねたきり老人等が日常生活を営むのに支障がある者に派遣 *家庭奉仕員 23,555人</p> <p>ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与(低所得世帯に限る。) *給付品目【特殊寝台(レンタル可)、マットレス、(レンタル) エアパット、便座(便器)、浴槽、湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、体位変換器、老人用電話(貸与)】</p> <p>ねたきり老人等を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難になった場合及び介護疲れによる休養等(自己負担)の場合に特別介護老人ホーム等で保護 *対象人員 37,346人</p> <p>虚弱老人等をデイ・サービスセンターに通所させ、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供するとともに、ねたきり老人等の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供 *実施箇所数 210か所</p> <p>痴呆性老人処遇技術研修施設(特別介護老人ホーム)を指定し、療母等の実践研修を実施 *57か所</p>
<p>在宅福祉対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ活動等社会参加促進事業 老人クラブ助成事業 老人クラブ助成事業 老人クラブ社会参加モデル推進事業 生きがいと創造の事業 高齢者能力開発情報センター運営助成 全国老人クラブ連合会助成 全国老人クラブ連合会助成 老人クラブ活動等活動推進員数増進事業 	<p>老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成 *老人クラブ数 128,140クラブ *会員数 8,175,259人(61/3末日現在)</p> <p>都道府県老人クラブ連合会が健康づくり活動、社会参加活動、生産活動等を行う老人クラブ等を指定し、指導評価等を行う</p> <p>老人クラブ活動の一環として行う陶芸、園芸、木工などの生産活動に対する助成 *実施か所数 40か所</p> <p>おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋及び各種福祉情報の提供等を行う *実施か所数 A型 78か所、 B型 70か所</p> <p>都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等のための助成</p> <p>都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成 *活動推進員数 106人</p>

(注) *印は予算上の人員、か所数、老人クラブは厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(2) 施設福祉対策

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 *1,619か所 119,858人
		養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 *944か所 69,191人
		軽費老人ホーム(A型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、身よりがないか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(ねたきり老人を除く) *242か所 14,712人
		軽費老人ホーム(B型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) *38か所 1,810人
	(参考)	有料老人ホーム	(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や公的援助のある施設に入ることを望まない者 *97か所 8,490人
	利用施設	老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設 *1,767か所
老人憩の家		地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 *3,739か所	
老人保養ホーム		景勝地、温泉地等の保養地において、老人に対し低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 *67か所	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 事業の概要の欄の*印は昭和60年10月1日現在の施設数、定員数

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(3) 家庭奉仕員派遣事業

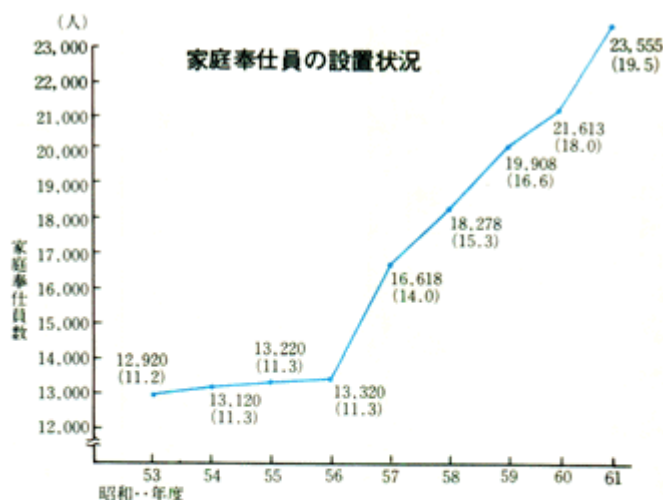
家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。

このような派遣対象の拡大に伴い、昭和59年度においては1,630人、昭和60年度においては1,705人、さらに昭和61年度においては1,942人の増員を行った。

また、昭和60年度からは、家庭奉仕員間の連絡・指導・助言等を行う主任家庭奉仕員(チーフ・ヘルパー)制度を創設し、昭和60年度において188人の設置を行い、昭和61年度においては187人の増員を行った。

家庭奉仕員の設置状況



厚生省社会局調べ

- (注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児(者)が含まれている。
2. () 内は、人口10万対比

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(4) ショート・ステイ事業及びデイ・サービス事業

ショートステイ事業及びデイ・サービス事業は、家庭奉仕員派遣事業と並び、在宅老人福祉施策の中心的なものである。

1) ショート・ステイ事業

この事業は、在宅のねたきり老人等を介護している家族が、疾病、出産、事故等止むを得ない理由(社会的理由)のほか、介護疲れ、旅行等の理由(私的理由)により介護することができない場合に、一週間程度老人ホームでお預かりするものである。

2) デイ・サービス事業

この事業は、在宅の虚弱老人等をデイ・サービスセンターに、送迎し、入浴、給食、日常動作訓練、生活指導等のサービスを提供するとともに、家族等に対し家族介護者教室を行うほか、デイ・サービスセンターを拠点としてねたきり等の老人の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供するものである。

ショート・ステイ事業、デイ・サービス事業の年次推移

ショート・ステイ事業、デイ・サービス事業の年次推移

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61
区分									
ショート・ステイ事業の対象人員(人)	(創設) 3,800	5,840	25,029	27,845	27,845	27,845	27,845	27,845	37,346
デイ・サービス事業の実施か所数(か所)	—	(創設) 20	40	60	74	81	86	96	210

厚生省社会局調べ

(注) 人員、か所数は予算上の数字。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(5) シルバーサービス

有料老人ホームをはじめとして有料ホームヘルプサービス、福祉機器、介護保険等の民間金業が提供するシルバーサービスを健全育成するとともに高齢者保護の観点から必要な措置を講ずるために60年11月1日にシルバーサービス振興指導室を設け、民間企業、団体等による高齢者を対象とした福祉サービス(シルバーサービス)について、振興、指導を行っている。

(シルバーサービスの具体的事例)

(1) 有料老人ホーム等住居関連サービス

有料老人ホーム、ねたきり老人(痴呆性老人)専用有料老人ホーム、老人タウン(リタイアメントコミュニティ)、住宅安全システム、高齢者向け住宅等の開発及び事業経営

(2) 介護関連サービス

ホームヘルプサービス、入浴サービス、給食サービス等のサービスの提供

(3) 福祉機器関連サービス

床ずれ防止マット、ギャジベッド、入浴装置、紙おむつ、水平移動装置、ペンダント式独居老人緊急通報システム等の福祉機器の開発及び普及

(4) 金融関連サービス

老後資金、保険、個人年金、遺言信託等の金融商品の販売及び保険における現物給付としての介護サービスの提供

(5) その他日常生活関連サービス

高齢者向け生活機器(老眼鏡、入れ歯等)、健康食品、健康機器等

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

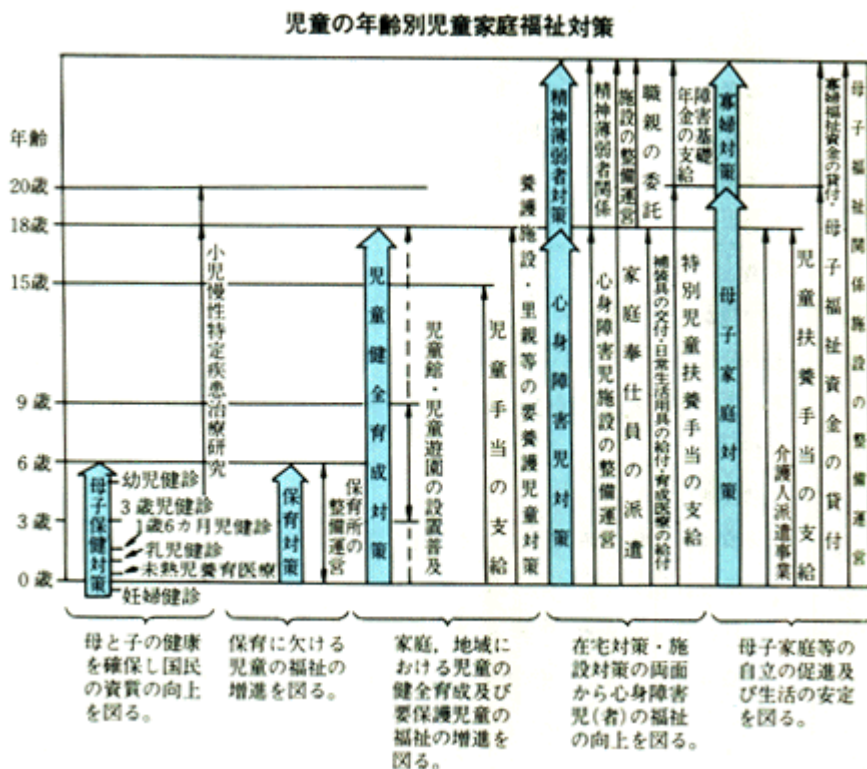
2 児童と家庭

(1) 概要

児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

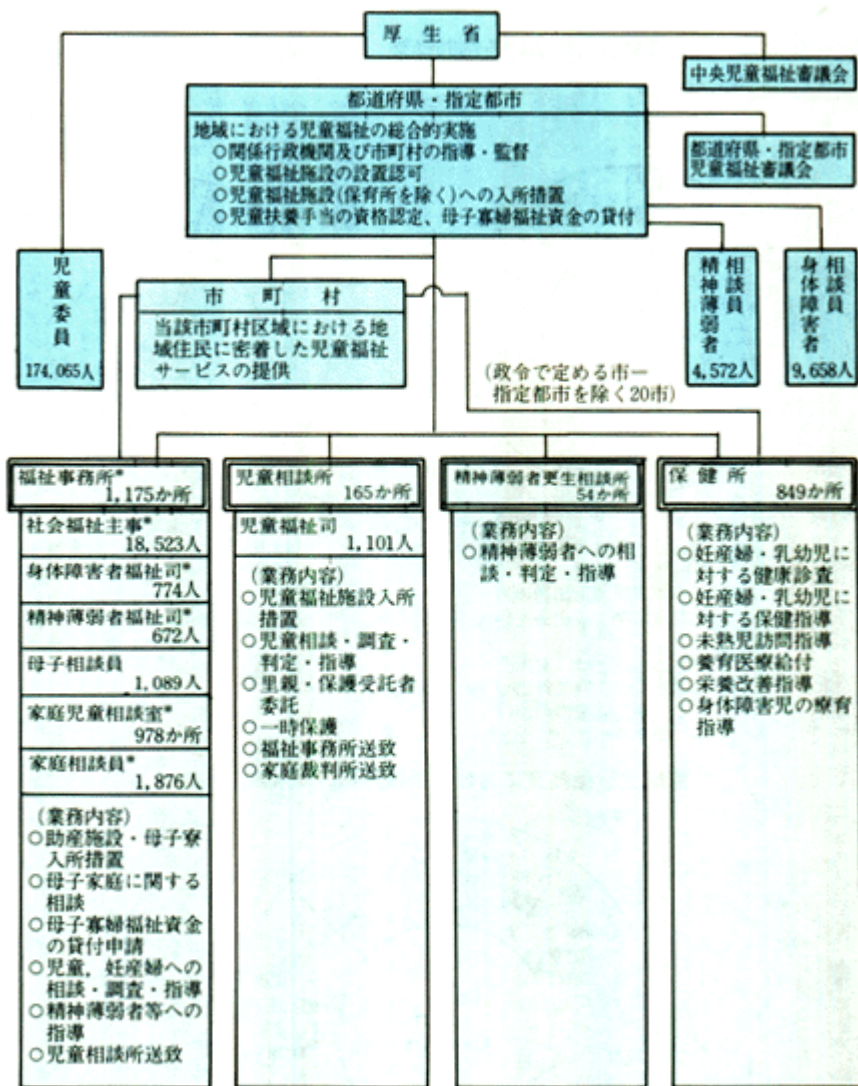
このような児童福祉の理念のもとに、各般の児童家庭福祉対策が講じられているが、概要は次のとおりである。

児童の年齢別児童家庭福祉対策



児童福祉行政の機構図

児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は60年度末の数字である。ただし、※を付した数字は60年6月1日現在, 児童相談所, 児童福祉司の数は61年5月1日現在のものである。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

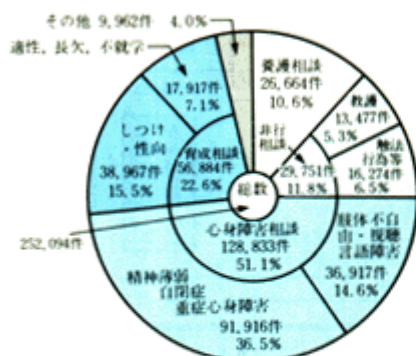
2 児童と家庭

(2) 児童相談所・家庭児童相談室

児童相談所における相談件数

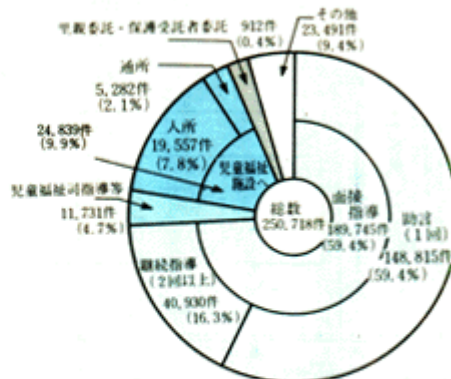
児童相談所における相談件数 (昭和60年度)

①相談内容別受付件数



- (注) 1. 養護相談とは、保護者の病気、離婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談をいう。
2. 教護相談とは、家出、浮浪、乱暴等触法行為ではないが、児童の問題行為に関する相談をいう。

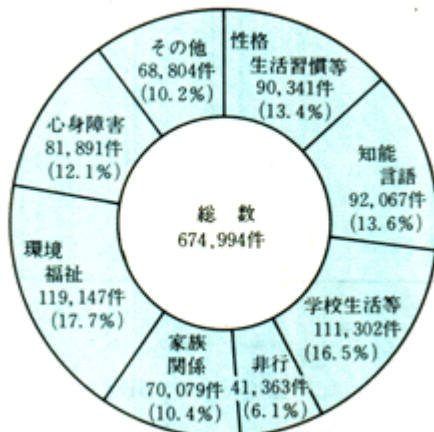
②処理方法別件数



- (注) 1. 児童福祉司指導等とは、調成・誓約、児童福祉司指導、児童委員指導・福祉事務所送致又は通知、精神薄弱者福祉司・社会福祉主事の指導を含む。

家庭児童相談室における相談件数

家庭児童相談室における相談件数(昭和60年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 児童福祉施設

(3) 児童福祉施設

(昭和60年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員	入所人員
児童福祉施設		か所	人	人
助産施設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる	33,309 780	2,178,353 (6,073)	1,924,318
乳児院	乳児を入院させ、養育する	122	4,064	3,004
母子寮	母子を入所させ、保護指導する	348	(6,938)	(14,753)
保育所	保育に欠ける乳幼児を保育する	22,899	2,078,765	1,843,550
養護施設	保護者のいないなど家庭に恵まれな い児童を入所させ、養育する	538	35,044	30,717
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に 必要な指導を行う	830	52,897	42,137
虚弱児施設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康 増進を図る	34	2,044	1,778
情緒障害児短期 治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の 児童を治療する	11	550	436
教 護 院	不良行為などを行った児童を入所さ せ、生活指導・学習指導を通じてそ の自立を図る	57	4,989	2,696
児 童 館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健 全育成を図る	3,517	.	.
児 童 遊 園	広場、ぶらんこ等を設け、児童の健 全育成を図る	4,173	.	.
精神薄弱者援護施 設		1,140	68,222	66,322
精神薄弱者更生 施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、 指導訓練を行う	756	50,499	49,193
精神薄弱者授産 施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、 主として職業指導を行う	384	17,723	17,129
母子福祉施設		88	.	.
母子福祉センタ ー	母子家庭に対して各種の相談、指導 を行う	59	.	.
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養 のための施設	29	.	.
母子保健施設		645	.	.
母子健康センタ ー	母子保健に関する各種の相談・指導 を行う	645	.	.

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

- (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、
盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由
児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設に
つき、それぞれ、合計したものである。
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
3. 母子健康センターについては、昭和61年3月末日現在である。

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

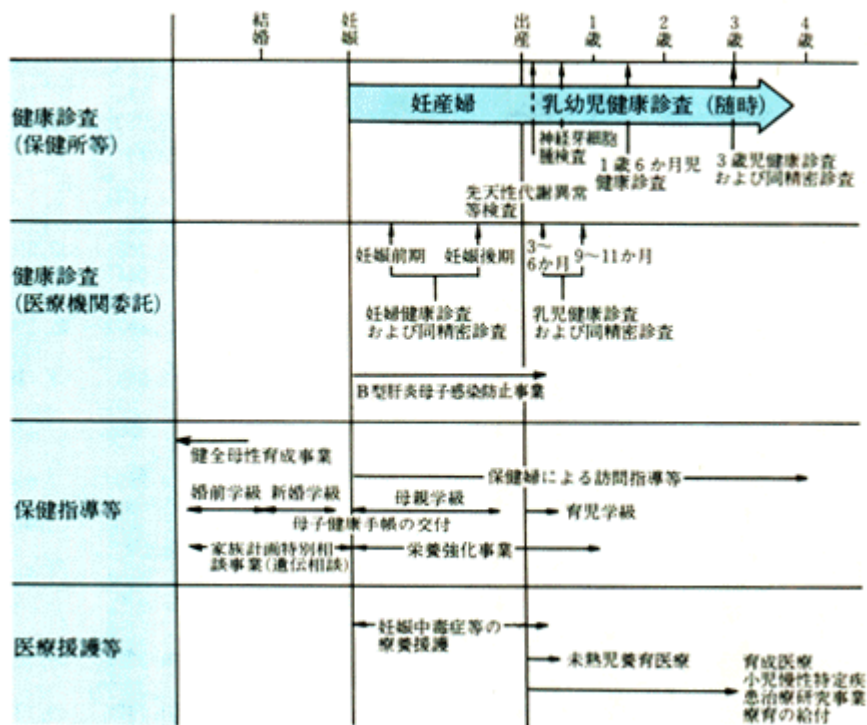
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(4) 母子保健

(4) 母子保健



健康診査の実施状況

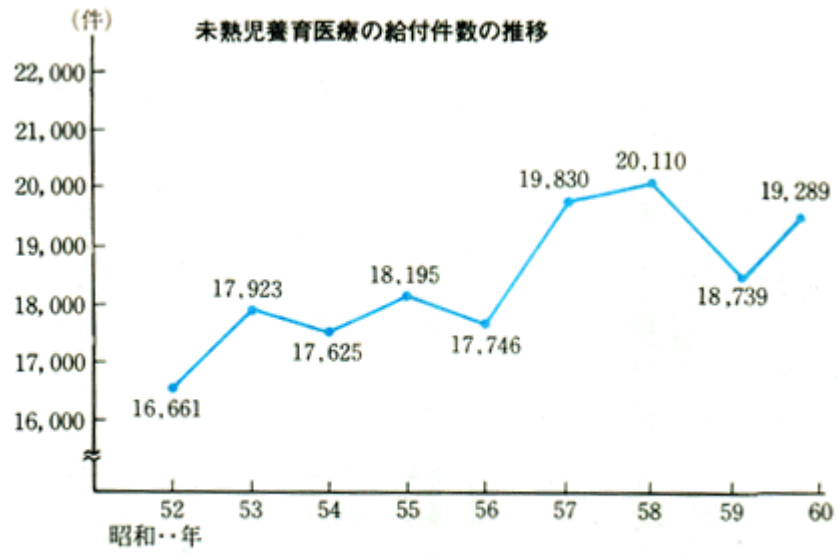
健康診査の実施状況

(昭和59年度)

	人	%
3歳児健康診査の受診者数 (受診率)	一般健診	1,255,650 (81.1)
	精密健診	26,773 (-)
	歯科健診	1,205,933 (78.3)
1歳6か月児健康診査の受診者数 (受診率)	一般健診	1,201,355 (85.1)
	歯科健診	1,088,761 (82.3)

厚生省児童家庭局調べ

未熟児養育医療の給付件数の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(5) 保育対策

全国的にみれば保育所はほぼ充足しており、今後は人口急増地域等への対応及び多様化する保育需要(夜間保育,延長保育,障害児保育等)への対応が進められる。

保育所数・入所状況

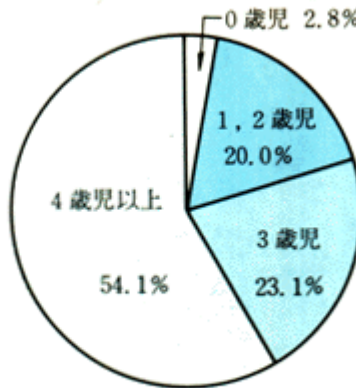
保育所数・入所状況

年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 営 (か所)	私 営 (か所)		
50	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
55	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
56	22,442	13,453	8,989	2,163,970	1,922,592
57	22,684	13,561	9,123	2,167,401	1,891,430
58	22,854	13,623	9,231	2,148,984	1,858,351
59	22,881	13,602	9,279	2,115,491	1,810,151
60	22,899	13,600	9,299	2,081,126	1,770,466

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

年齢別保育所措置状況

年齢別保育所措置状況 (昭和61年3月1日現在)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

夜間保育・延長保育・障害児保育の推移

夜間保育・延長保育・障害児保育の推移 (各年度末現在)

年 度	56	57	58	59	60	61
夜 間 保 育 (か所数)	4	9	12	17	19	24
延 長 保 育 (か所数)	71	162	205	297	372	367
障害児保育 (国庫補助対象人員)	2,618	2,992	3,367	3,743	3,993	4,493

厚生省児童家庭局調べ

(注) 61年度は10月1日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(6) 児童の健全育成対策

(6) 児童の健全育成対策

子供が健やかに育てられるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">• 場の提供——児童館・児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放• 地域組織活動の育成——母親クラブ・児童育成クラブ等の強化・助成• 相談事業——児童相談所・家庭児童相談室・子ども家庭相談事業・すこやかテレホン事業・乳幼児健全育成事業
養護に欠ける児童の保護	<ul style="list-style-type: none">• 乳児院・養護施設への入所• 里親等への委託
非行等の防止・保護・指導	<ul style="list-style-type: none">• 各種相談事業• 教護院・情緒障害児短期治療施設への入所

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

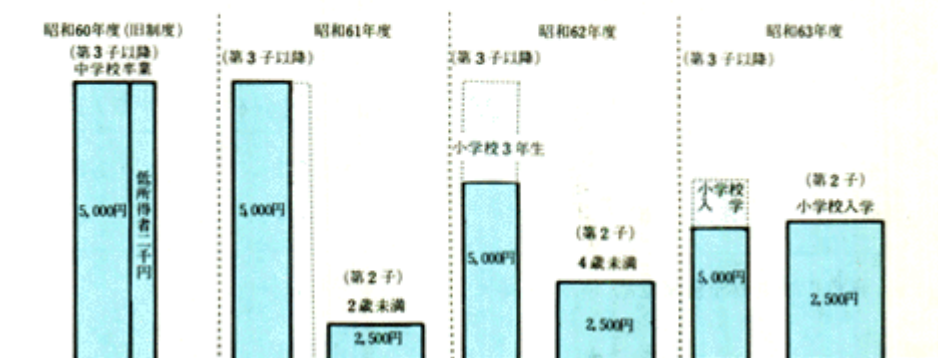
(7) 児童手当制度

(7) 児童手当制度

支給対象児童 支給期間	<ul style="list-style-type: none"> 第二子以降の児童 義務教育就学までの期間(小学校入学まで) ただし、就学猶予及び免除者は、その猶予又は免除された期間、支給。 	特例給付	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンについて、全額事業主負担による児童手当と同額の給付〔昭和61年度～65年度〕
手当額	<ul style="list-style-type: none"> 第二子：月額2,500円 第三子以降：月額5,000円 	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> サラリーマン分 事業主：7/10：国：2/10 地方：1/10 自営業者分 国：2/3 地方：1/3 特例給付分 事業主：10/10
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> 老齢福祉年金の本人所得制限並 〔昭和61年度～65年度〕 (61年度：6人世帯収入ベース415.6万円) 		

新児童手当制度の段階実施

新児童手当制度の段階実施



児童手当支給状況

児童手当支給状況(昭和60年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
			千円
総数	(625,104) ^人 2,045,718	(782,486) ^人 2,332,591	158,865,351
うち特例給付 被用者	718,650 (127,363) 1,023,277	767,066 (157,979) 1,128,313	44,480,256 70,550,780.5
うち特例給付 非被用者	532,704 (496,477) 784,343 (1,264) 238,098	567,663 (622,845) 945,890 (1,662) 258,388	32,980,326 73,165,619 15,148,951.5
公務員 うち特例給付	185,946	199,403	11,499,930

資料：厚生省児童家庭局「昭和60年度児童手当事業年報」

- (注) 1. 受給者数及び算定基礎児童数は、昭和61年2月末現在のものである。
算定基礎児童とは、手当支給対象となる児童の数である。
2. ()内は、市町村民税所得割の額のない受給者及び当該受給者に係る算定基礎児童の各々の数の再掲である。

算定基礎児童数別受給者数

算定基礎児童数別受給者数(昭和61年2月末現在)

(単位：人，%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,045,718	1,815,643	189,649	29,621	7,294	3,511
構成比	100.0	88.8	9.3	1.4	0.3	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和60年度児童手当事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(8) 母子家庭等

1) 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合

① 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合 (昭和58年8月1日現在)

	総 数	死 別			離 別			
		総 数	病 死	その 他 の 死 別	総 数	離 婚	遺 棄 生 死 不 明	その 他
母子家庭	世帯 718,100 (100.0)	259,300 (36.1)	201,600 (28.1)	57,700 (8.0)	458,700 (63.9)	352,500 (49.1)	40,600 (5.7)	65,600 (9.1)
寡婦	人 1,565,000 (100.0)	1,146,000 (73.2)	1,007,000 (64.3)	140,000 (8.9)	419,000 (26.8)	357,000 (22.8)	20,000 (1.3)	42,000 (2.7)
父子家庭	世帯 167,300 (100.0)	66,900 (40.0)	59,600 (35.6)	7,300 (4.4)	100,500 (60.1)	90,700 (54.2)	5,400 (3.2)	4,400 (2.6)

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和58年度)

(注) 1. ()内は、構成割合(%)を示す。

2. 母子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭
3. 寡 婦：児童(20歳未満)を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子(但し、未婚の者を除く。)
4. 父子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

2) 母子及び寡婦福祉対策

② 母子及び寡婦福祉対策

経済的援助	手当、年金の給付 { 死別—遺族年金、遺族基礎年金 { 生別—児童扶養手当 資金の貸付(母子福祉資金、寡婦福祉資金)
雇用促進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭介護人派遣事業
税 制	寡婦控除 非課税限度額(地方税)

3) 児童扶養手当

③ 児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること。	
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額(月額) (昭和60年8月~)	児童1人の場合 児童2人の場合 3人以上児童1人の加算額	33,700円 38,700円 2,000円
所得制限	受給者の前年の年収171万円未満(2人世帯) (171万円以上307万8千円未満の場合は、11,200円につき支給停止)なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万円未満(2人世帯)	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。 (ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。)	
支給状況 (昭和60年度末)	受給者数 支給理由別内訳	647,606人 離婚 490,891人 死別 31,948人 未婚の母子 35,224人 父 障 害 30,000人 遺 棄 47,280人 そ の 他 12,263人

4) 父子福祉対策

④ 父子福祉対策

住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除 ・子ども(所得が基礎控除(33万円)以下の者)を有する父子家庭の父であって所得が300万円以下の者 ・控除額 所得税25万円 住民税24万円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(1) 身体障害者

障害の程度別身体障害者数と構成割合

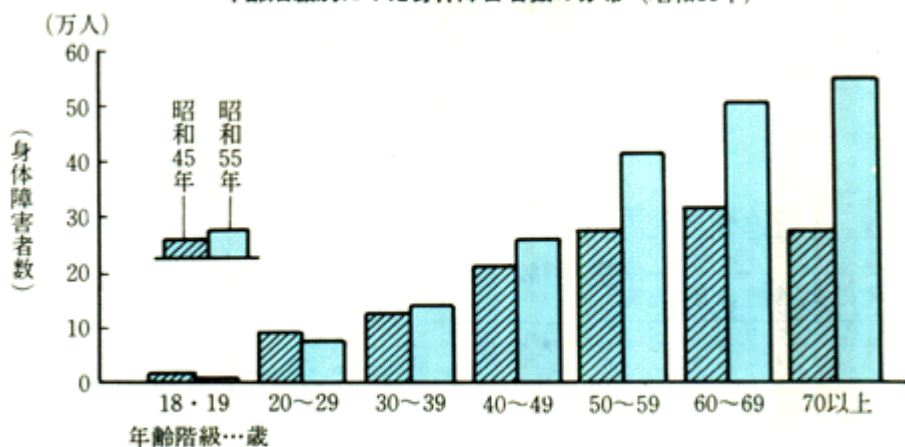
障害の程度別身体障害者数と構成割合

障害の程度	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和45年 千人	昭和55年 千人	対前回増加割合 %	昭和45年 %	昭和55年 %
総 数	1,314	1,977	150.5	100.0	100.0
1 級	142	293	206.3	10.8	14.8
2 級	207	355	171.5	15.7	17.9
3 級	165	337	204.2	12.5	17.0
4 級	233	381	163.5	17.8	19.3
5 級	200	265	132.5	15.3	13.4
6 級	165	244	147.9	12.5	12.4
不 明	202	101	50.0	15.4	5.1

(注) 障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、障害程度の重度のものから1級～6級とされている。

年齢階級別にみた身体障害者数の分布

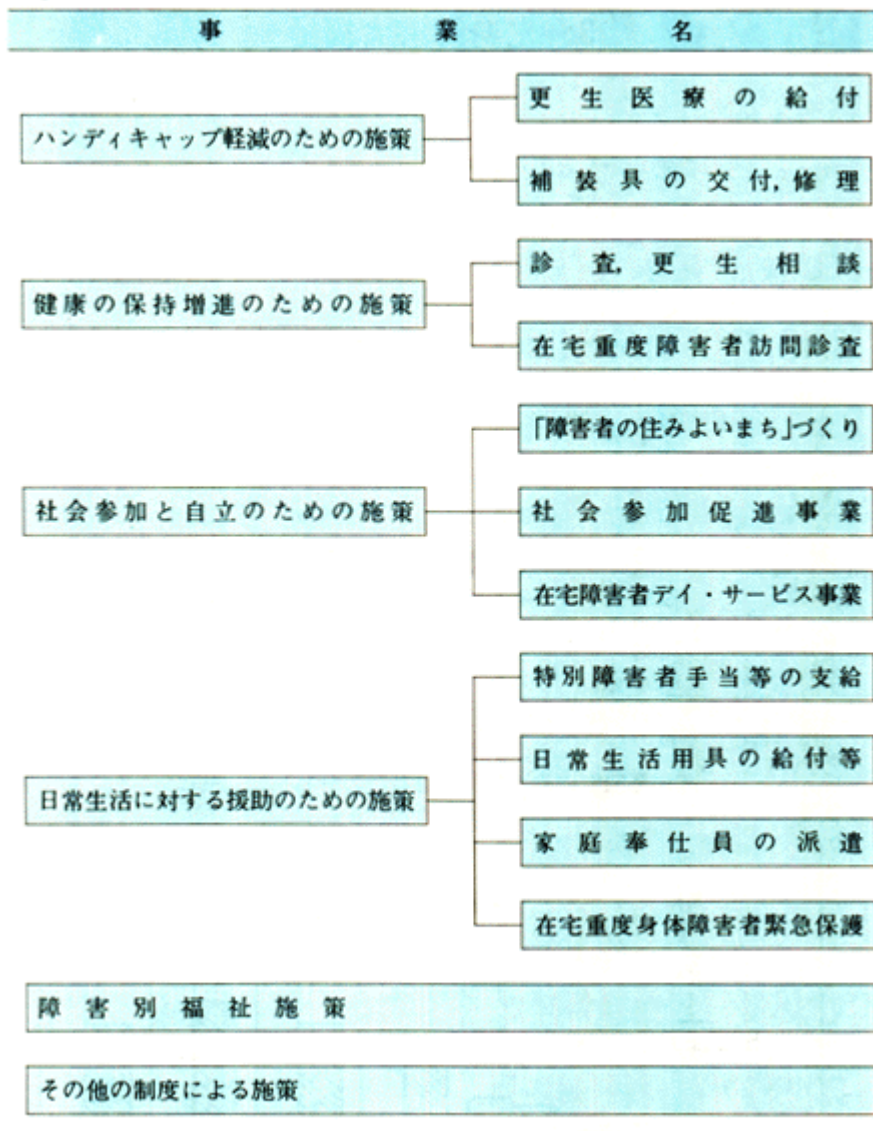
年齢階級別にみた身体障害者数の分布 (昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

1) 身体障害者福祉対策の概要

① 身体障害者福祉対策の概要

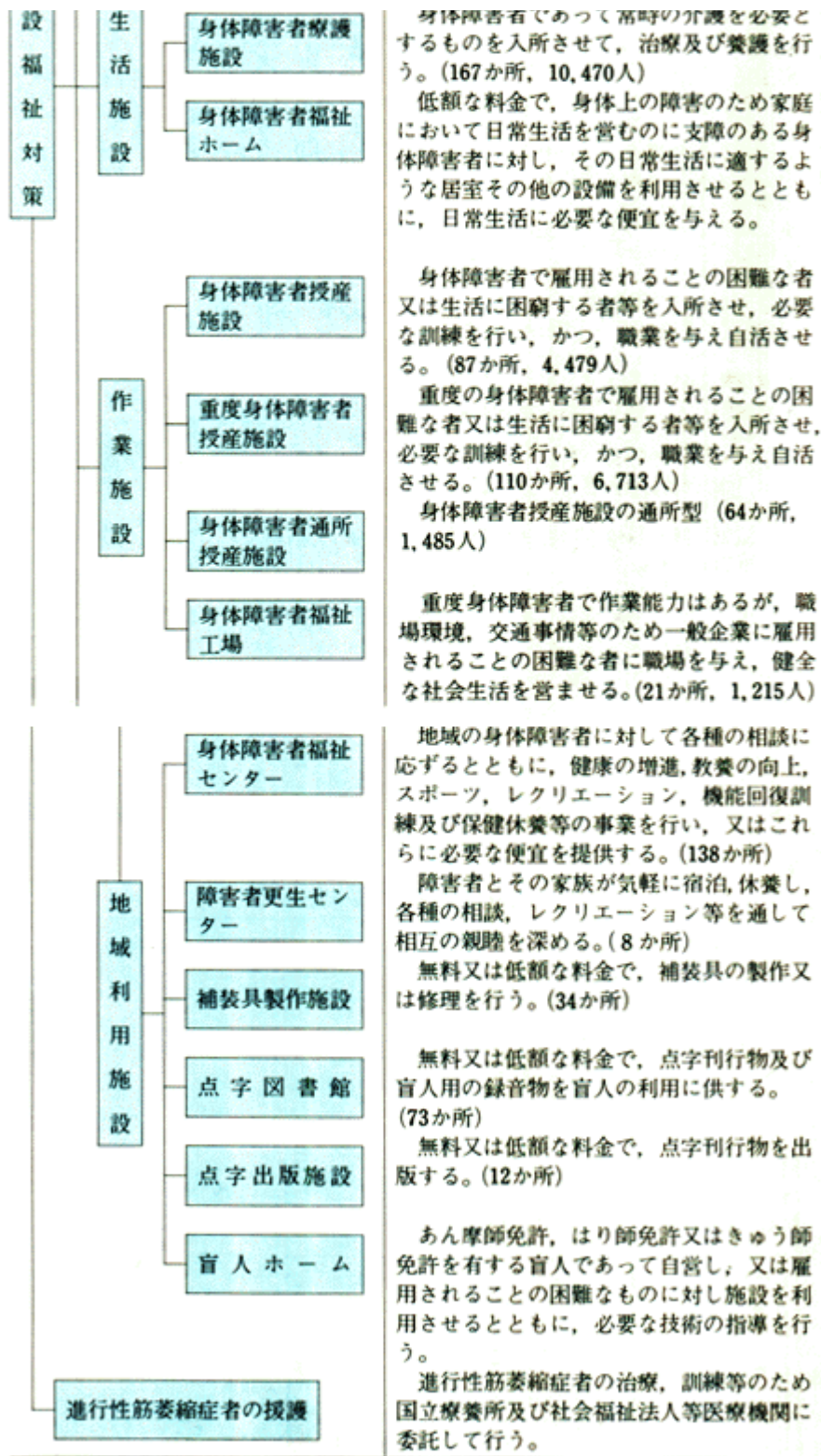


事業の概要	備考
<p>身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療(昭和60年度給付件数57,252件)</p> <p>身体上の障害を補うための用具の交付,修理(昭和60年度交付件数209,235件,修理件数40,048件)</p> <p>身体障害の認定を行ったり,医療,生活,職業等の各種福祉相談に応ずる。</p> <p>歩行困難な在宅の重度障害者の家庭を訪問して,必要な診査,更生相談を行う。</p> <p>障害者の住みよいまちづくりを推進するため,生活環境の改善,福祉サービスの体系的実施,心身障害児の早期療育の推進,市民啓発の各事業を総合的に実施する。 身体障害者の社会参加を促進するため,都道府県が身体障害者相談員,身体障害者福祉団体等の協力を得て行う事業</p> <p>外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者に対し,家庭生活,社会生活への適応能力を養いながら創作,軽作業等をとおしてその自立を助長し,生きがいを高める。</p> <p>在宅の重度障害者で,日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対する,特別障害者手当等の支給事業。 重度障害者が自力で日常生活を営めるよう洋式の浴そう,便器,盲人用テープレコーダー等の支給及び福祉電話の貸与を行う。 日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を訪問して家事,介護,助言指導を行う。</p> <p>重度身体障害者を介護している保護者が病気等によって家庭における介護が困難な場合施設に一時保護する。</p> <p>点字図書,声の図書の製作・貸出,手話通訳指導者の養成・研修,身体障害者自助具等展示あつ旋</p> <p>税の減免,国有鉄道の旅客運賃割引,有料道路の通行料金の割引等</p>	<p>厚生大臣が指定する医療機関に委託</p> <p>都道府県知事等が指定する業者に委託</p> <p>身体障害者更生相談所と共同で実施</p> <p>人口5万以上の市町村に対し計画的に実施 昭和60年度25市(障害者福祉都市)都道府県,指定都市単位で行う</p> <p>原則として人口10万以上の市(身障センターB型)で実施</p> <p>特別障害者手当 月額20,800円(昭和61年4月より) 障害児福祉手当 月額11,550円(昭和61年4月より)</p> <p>社会福祉法人等に委託</p>

2) 身体障害者福祉対策の概要

② 身体障害者福祉対策の概要

事業名	事業の概要
更生施設	<p>肢体不自由者を入所させて,その更生に必要な治療及び訓練を行う。(48か所,2,225人)</p> <p>視覚障害者を入所させて,その更生に必要な知識,技能及び訓練を与える。(16か所,1,679人)</p> <p>聴覚・言語障害者を入所させて,その更生に必要な指導及び訓練を行う。(3か所,175人)</p> <p>内臓に障害のある者を入所させて,医学的管理の下に,その更生に必要な指導及び訓練を行う。(15か所,777人)</p> <p>重度の身体障害者を入所させ,その更生に必要な治療及び訓練を行う。(52か所,3,545人)</p>
施設	



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(備考) 肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設に入所又は通所している者に対しては、次の費用が支給される。

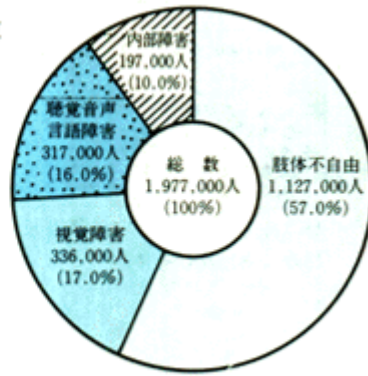
更生訓練費……………訓練を受けるために必要な費用

就職支度金……………訓練を終了し、就職等により自立する場合の支度金

(注) 事業の概要の欄の()内は昭和60年10月1日現在の施設数、定員

障害の種類別にみた身体障害者数

障害の種類別にみた身体障害者数
(昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(2) 心身障害児

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策一覧

		心身障害児(者)対策一覧				
		乳幼児期	少年期		成年期(精神薄弱者のみ)	
		0歳	6歳	15歳	18歳	20歳
在宅対策	発生予防	……母子保健対策				
	早期発見	…先天性代謝異常等検査				
		健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児、幼児)				
		保健所・児童相談所等による相談指導				
	早期療育	心身障害児総合通園センター				
		育成医療				
		心身障害児通園事業				
		障害児保育				
	年金	通園施設				
		(肢体不自由児、難聴幼児、精神薄弱児)				
特別児童扶養手当の給付						
施設対策	障害基礎年金				障害基礎年金の給付	
					(経過的福祉手当の給付)	
	障害児福祉手当				障害児福祉手当の給付	
					特別障害者手当の給付	
	補装具の交付				補装具の交付(修理)	
					在宅重度精神薄弱者訪問診査事業	
	日常生活用具				日常生活用具の給付	
					家庭奉仕員の派遣	
	児童相談所				児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務)	
					精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等による相談指導	
精神薄弱者				精神薄弱者相談員、民生(児童)委員		
				民間団体による相談指導		
就労・社会				身体障害者手帳、療育手帳の交付		
				心身障害者扶養保険制度		
心身障害児(者)				心身障害児(者)歯科診療事業		
				心身障害児(者)施設地域療育事業		
精神薄弱者				精神薄弱者通所援護事業		
				精神薄弱者福祉ホーム		
精神薄弱者				精神薄弱者福祉工場		
				精神薄弱者通所寮		
職 業				職 業		
				精神薄弱者更生施設(通所)		
精神薄弱者				精神薄弱者授産施設(通所)		
精神薄弱児施設				精神薄弱児施設(自閉症児施設)		
				精神薄弱者更生施設(収容)		
盲ろうあ児施設				精神薄弱者授産施設(収容)		
肢体不自由児施設						
重症心身障害児施設						
国立療養所				国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床		
				国立療養所重症心身障害児委託病床		

(注) 心身障害児(者)とは、身体障害児(18歳未満)、精神薄弱児(18歳未満)、精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

身体障害の種類別在宅身体障害児数

身体障害の種類別在宅身体障害児数(昭和45年10月1日現在)

	全国推計(人)	構成比(%)
総数	93,800	100.0
視覚障害	5,600	5.9
聴覚平衡機能障害	11,900	12.7
音声言語機能障害	6,300	6.7
肢体不自由	51,900	55.3
心臓又は呼吸器機能障害	5,600	5.9
複合障害	12,600	13.4

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

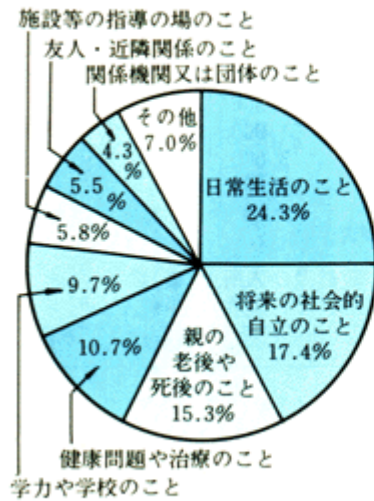
心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数
(昭和60年10月1日現在)(単位:か所,人)

	施設数	入所定員	入所人員
精神薄弱児施設	321	22,096	18,622
自閉症児施設	8	380	282
精神薄弱児通園施設	218	7,852	6,068
盲児施設	28	1,503	649
ろうあ児施設	24	1,509	466
難聴幼児通園施設	23	780	641
肢体不自由児施設	74	9,240	7,136
肢体不自由児通園施設	70	2,960	2,278
肢体不自由児療護施設	8	460	267
重症心身障害児施設	56	6,117	5,728
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,578
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,299
心身障害児通園事業	192	3,840	-
精神薄弱者更生施設(収容)	680	47,653	46,722
“(通所)	76	2,846	2,471
精神薄弱者授産施設(収容)	144	9,326	9,164
“(通所)	240	8,397	7,965
精神薄弱者通勤寮	88	2,079	1,930
精神薄弱者福祉ホーム	16	170	134
精神薄弱者通所援護事業	131	-	-

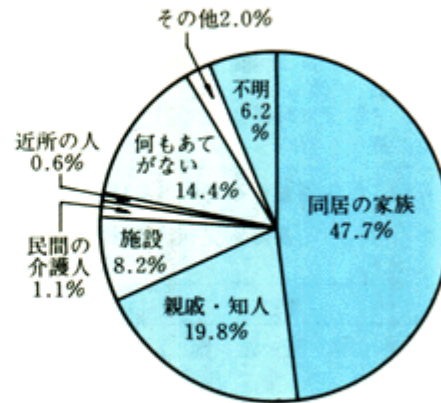
資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

心身障害児(者)の保護者のあげる養育に関する気がかりなこと・主たる介護者の緊急時の対応(世話してもらおう)

心身障害児(者)の保護者のあがる
養育に関する気がかりなこと



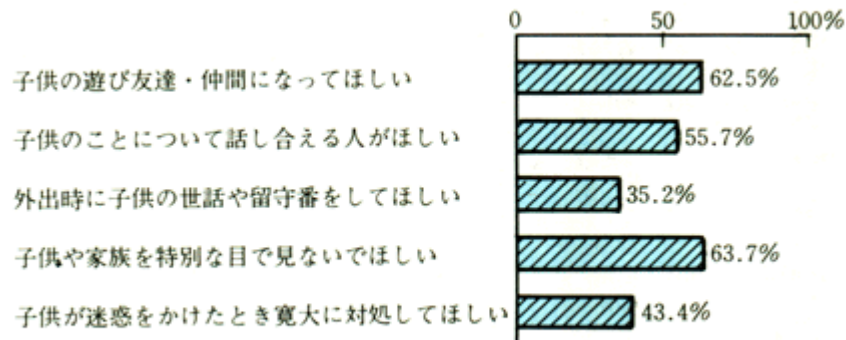
主たる介護者の緊急時の対応
(世話してもらう人)



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

近隣の人に対して要望すること

近隣の人に対して要望すること



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(3) 精神薄弱者

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数・年齢階級別在宅精神薄弱者数

(3) 精神薄弱者

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)

	全国推計数	構成比
総数	312,600人	100.0%
軽度	130,200	41.7
中度・最重度	98,300	31.4
不明	82,300	26.3
不	1,800	0.6

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

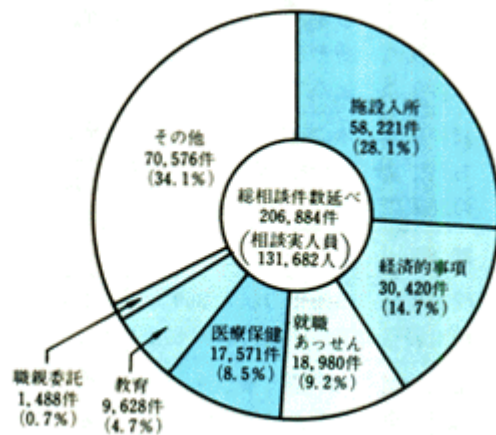
年齢階級別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)

	精神薄弱者数	人口千対比
総数	312,600人	3.0
18歳未満	141,700	4.7
0～4歳	16,000	1.7
5～9歳	37,900	4.7
10～14歳	64,400	8.3
15～17歳	23,300	4.7
18歳以上	170,900	2.3
18～19歳	10,100	2.8
20～29歳	57,600	2.9
30～39歳	47,100	2.8
40～49歳	27,000	2.0
50～59歳	21,000	2.2
60～	8,200	0.7

資料：基礎人口…総理府統計局「昭和46年10月1日現在推計人口」
厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数 (昭和60年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(4) 特別児童扶養手当

(4) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。		
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者		
手当額(月額) (昭和60年6月~)	1級(重度)	40,800円	
	2級(中度)	27,200円	
所 得 制 限	受給者の前年の年収566.1万円未満(4人世帯)		
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。		
支 給 状 況 (昭和60年度末)	支給対象児童数	124,861人	
	障害種別	精神薄弱	62,195人
		身体障害	56,394人
		その他	6,272人

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(5) 特別障害者手当

(5) 特別障害者手当

目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物理的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
手当額 (月額)	20,800円
所得制限	受給資格者の前年の収入 360万円 (2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876万円 (6人世帯)
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年4回(2月、5月、8月、11月)支払う。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(6) 障害児福祉手当

(6) 障害児福祉手当

目 的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
手当額 (月額)	11,550円
所得制限	受給資格者の前年の収入 360 万円 (2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円 (6人世帯)
支給方法	特別障害者手当と同じ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(7) 経過的福祉手当

(7) 経過的福祉手当

目的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	20歳以上の従来福祉手当の支給資格者のうち、特別障害者手当の支給に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されないもの。
手当額(月額)	11,550円
所得制限	受給資格者の前年の収入 360万円(2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876万円(6人世帯)
支給方法	特別障害者手当と同じ

第2編

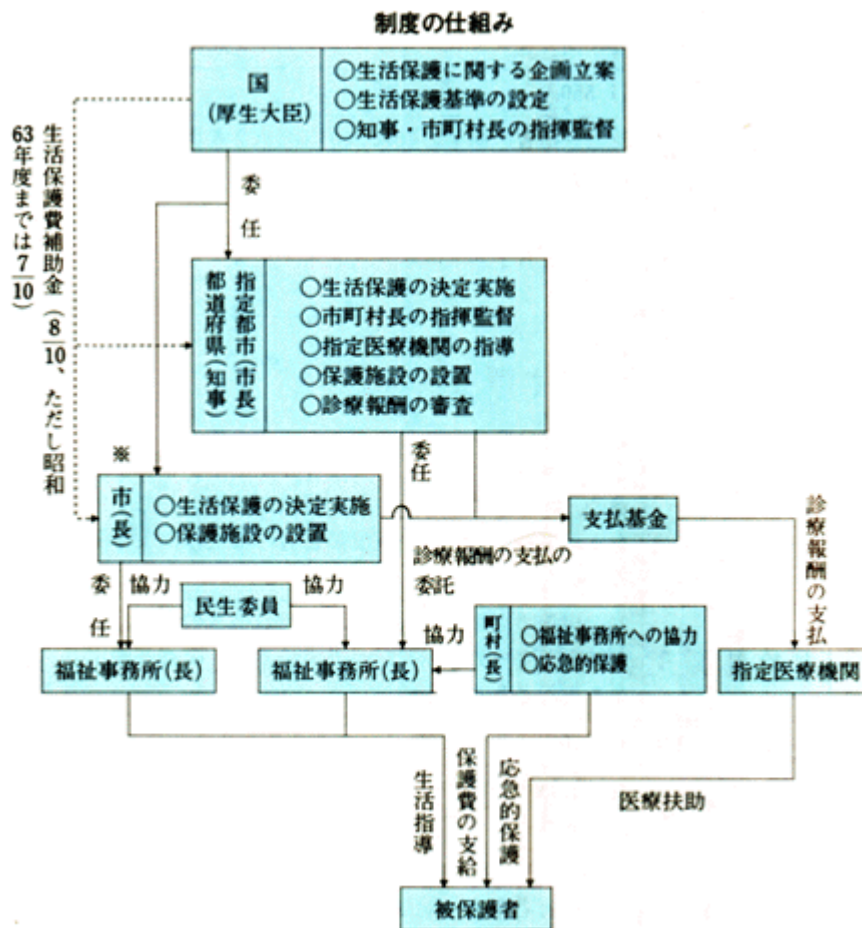
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

4 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

制度の仕組み



※ 福祉事務所を管理する町村長は市長と同じ扱いとなる。

生活扶助基準額の年次推移

生活扶助基準額の年次推移 (標準4人世帯・1級地)

実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差(1人当たり)	
			被保護勤労者世帯(全国) 一般勤労者世帯	(参考) 東京都被保護勤労者世帯 東京都一般勤労者世帯
昭和35年度	8,914円	—%	—%	38.0%
40	18,204	112.0	—	50.2
45	34,137	114.0	54.6	51.3
50	74,952	123.5	55.8	57.9
55	124,173	108.6	63.6	59.1
56	134,976	108.7	65.3	59.4
57	143,345	106.2	66.7	61.2
58	148,649	103.7	66.4	62.3
59	152,960	102.9	67.1	62.4
60	157,396	102.9	67.6	62.7
61	160,387	101.9	—	—

厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

- (注) 1. 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。
 2. 被保護勤労者世帯とは、常用勤労、日雇労働の世帯をいい、被保護労働者世帯とは日雇労働、家内労働の世帯をいう。

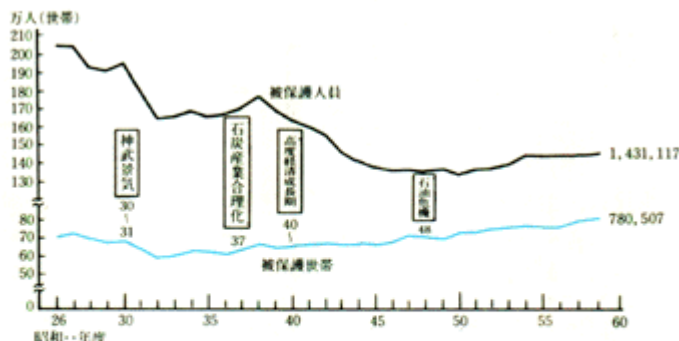
世帯類型別生活扶助基準月額

世帯類型別生活扶助基準月額(61年度・1級地)

世帯類型	老人単身世帯 (70歳・男)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳男, 4歳女)
基準額	77,356円	111,426円	145,556円

保護の動向

保護の動向



資料: 厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 昭和60年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。

(単位: 万人)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
143	127	97	25	91	0.4

第2編

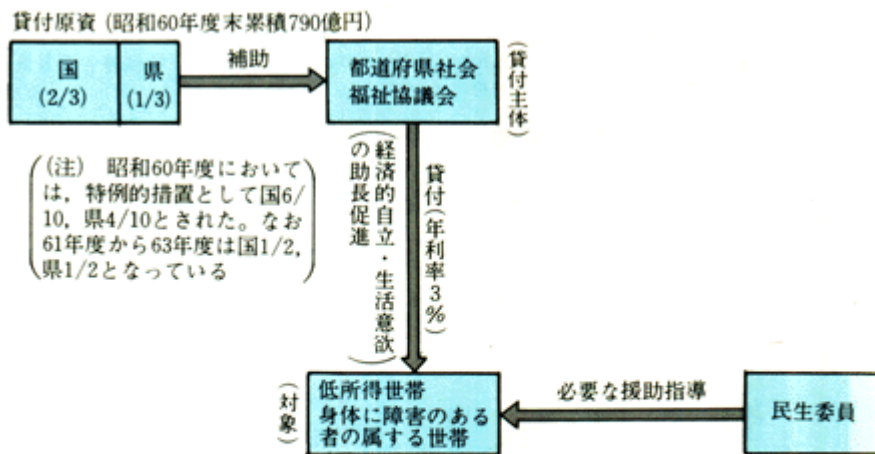
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



(注) 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。(貸付利率年3%) また、昭和60年度の貸付実績は3万8千件となっている。

貸付条件及び貸付実績(例)

	貸付条件 (昭和61年度)			貸付実績 (昭和60年度件数)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	生業費(特別) 円以内 1,780,000	1年	7年	7,532件
住宅資金	1,000,000	6月	6年	7,644
修学資金	修学費高校 月21,000	6月	20年	13,456

第2編

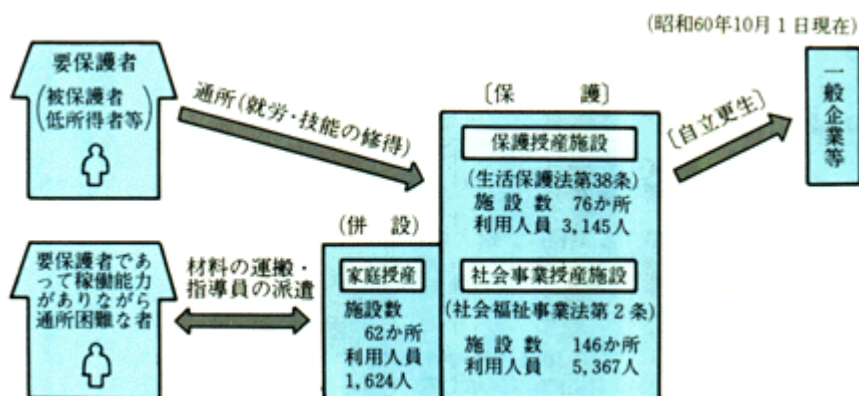
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上的の理田又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合(生協)は、一定の地域又は職域を活動区域として、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

生協が行う事業には、1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、3)火災、生命、年金、自動車等の共済事業、4)教育、文化事業等があり、供給事業を中心に、近年、国民の消費生活において重要な役割を果たすに至っており、今後ともその健全な発展が期待されている。

生協については、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく設備資金の貸付け等の措置が講じられているほか、農業協同組合等の他の協同組合等と同様に、税制上、法人税率の軽減等の各種の優遇措置が講じられている。

生協の組合数等の年次推移

生協の組合数等の年次推移

	組合数 (連合会を含む)	組合員数	供給事業 年間供給高	利用事業 年間利用高	共済事業 共済掛金額
昭和55年度	1,335	2,317万人	1兆 877億円	1,471億円	1,080億円
56	1,320	2,393	1兆2,210	1,648	1,304
57	1,308	2,514	1兆3,102	1,851	1,573
58	1,299	2,672	1兆4,528	1,925	1,760
59	1,318	2,837	1兆6,170	1,963	2,255

第2編

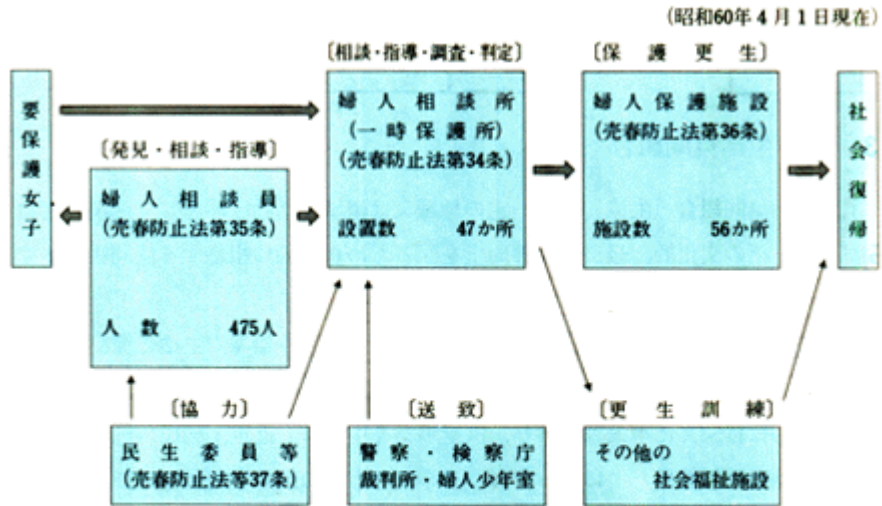
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(4) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和60年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受付けた要保護女子は75,741人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが70.7%でもっとも多く、次いで社会福祉関係機関からの送致が15.7%となっており、警察・法務関係からの送致は2.1%となっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(5) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。地域改善対策については,「同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)」の失効に伴い,新たに「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」が昭和57年4月1日から5年間の時限立法として施行され,同法に基づき,対策の推進が引き続き図られている。

地域改善対策事業の概要・不良環境地区改善事業の概要

地域改善対策事業の概要		昭和60年度予算額	
地域改善対策事業	施設整備関係	地域改善対策事業施設・設備整備費	39,309百万円
		簡易水道等施設整備費	284
		地域し尿処理施設整備費	36
		児童福祉施設整備費	1,522
	運営事業関係	隣保館運営費	3,017
		生活相談員設置費	74
		巡回保健相談指導事業費	26
		トラホーム予防事業費	30
		妊婦健康診査費	30
		地域改善対策特別保育事業費	808
不良環境地区改善事業の概要		昭和60年度予算額	
不良環境地区改善事業	ウタリ福祉対策	ウタリ対策事業施設・設備整備費	480百万円
		生活館運営費	93
	運営事業関係	巡回保健相談指導事業費	1
		ウタリ特別保育事業費	20
	不良環境地区改善対策	不良環境地区改善施設・設備整備費	153

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

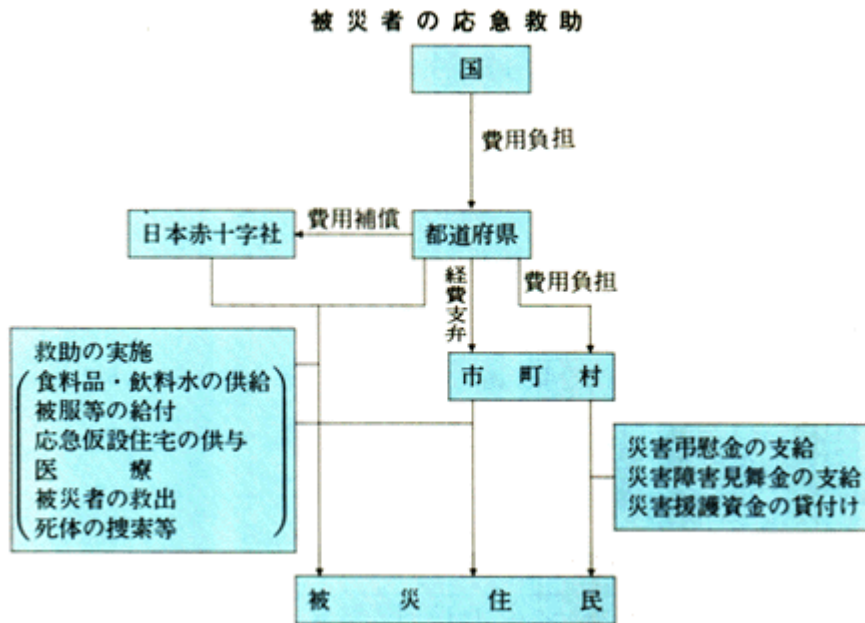
IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(6) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

被災者の応急救助



60年度災害救助法適用災害

60年度災害救助法適用災害

災害救助法適用年月日	災害の種類	都道府県名	適用市町村数				人的被害(人)				住家の被害(世帯)						
			市	区	町	村	計	死者	行方不明	負傷	計	全壊流出	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
60.7.6	集中豪雨	島根県			1	1			5	5	9	112	12	308	362	803	
7.26	長野市地湧り	長野県	1			1	26		4	30	47	4	9			60	
61.1.27 ↓ 2.10	豪雪	新潟県	5		9	8	22	13	9	22	8	2	1			11	
60年度計		—	6		10	8	24	39		18	57	64	118	22	308	362	874

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(7) 老人、障害者等に関する所得控除

(7) 老人、障害者等に関する所得控除

	所得控除	所得控除額	
		国税(所得税)	地方税(住民税)
老人 関 係	I 本人が老人である場合 ○老年者控除(65歳以上、合計所得金額1,000万円以下の者)	25	24
	II 扶養親族等が老人である場合 ○老人配偶者控除 (控除対象配偶者のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	27
	○老人扶養控除 (扶養親族のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	27
	○同居老親等扶養控除 (老人扶養親族が本人又はその配偶者の直系尊属でかつ同居している場合)	7	4
障害者 関 係	○障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族のいずれかが障害者である場合)	25	24
	○同居特別障害者扶養控除 (控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ同居している場合)	14	8
母子家 庭等 関 係	○寡婦控除 (次の場合のいずれかに該当し、老年者に該当しない者) (i)夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族又は合計所得金額が基礎控除額相当の金額(33万円)以下の子を有する場合 (ii)夫と死別した後婚姻をしていない者で合計所得金額300万円以下の場合)	25	24
	○寡夫控除 (妻と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない者で、合計所得金額が基礎控除額相当の金額以下の子を有し、かつ合計所得金額が300万円以下の場合)	25	24

- (注) 1. 「控除対象配偶者(扶養親族)」とは、生計を一にする配偶者(親族)のうち、その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が33万円以下であるもの等一定の要件に該当する者である。
2. 老親と同居する者については、老人扶養控除及び同居老親等扶養控除が適用される。
3. 特別障害者と同居する者については、扶養控除(国税33万円、地方税26万円)、特別障害者控除及び同居特別障害者扶養控除が適用され、控除の合計額は国税80万円、地方税60万円となる。

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

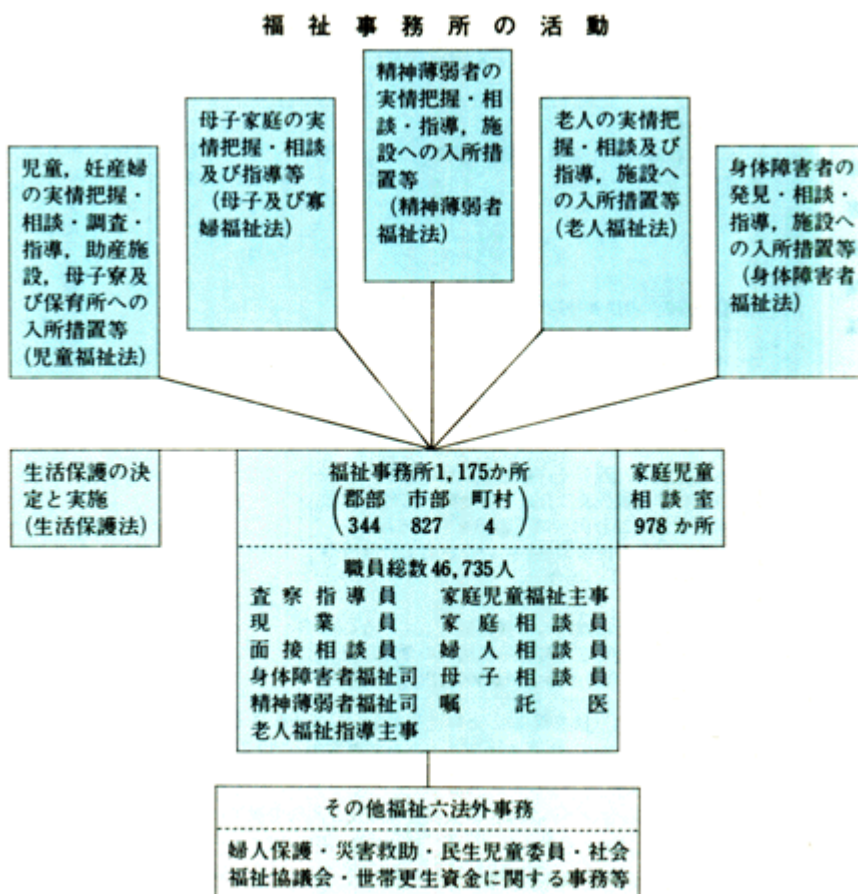
6 社会福祉の実施体制

(1) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

福祉事務所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設の状況

社会福祉施設の状況（昭和60年10月1日現在）

(単位：か所、人)

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	47,943	2,594,990	2,301,801	585,454
保護施設	353	22,561	21,669	6,031
老人福祉施設	4,610	205,571	201,044	88,543
うち特別養護老人ホーム	(1,619)	(119,858)	(118,959)	(57,262)
身体障害者更生援護施設	848	33,343	29,895	18,947
婦人保護施設	56	1,929	823	557
児童福祉施設	33,309	2,178,353	1,924,318	416,129
うち保育所	(22,899)	(2,078,765)	(1,843,550)	(302,255)
精神薄弱者援護施設	1,140	68,222	66,322	31,747
母子福祉施設	88	2,047		554
その他の社会福祉施設	7,539	82,964	57,730	22,946

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設（医療機関）の定員、現在員、従事者数は除いている。
2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員は除いている。
3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。また、その他の社会福祉施設には、へき地保育所を含んでいる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

民生委員の活動状況

民生委員の活動状況（昭和60年度）

民 生 委 員 (人)	174,065
活 動 日 数 (日)	15,039,574
訪 問 回 数 (件)	19,450,643
調 査 ・ 係 証 明 件 事 務 数	
総 数	13,766,229
調 査	3,674,759
証 明 事 務	1,238,063
施設、団体、公的機関との連絡	3,742,664
諸 会 合、行 事 へ の 参 加	5,110,743
相 談 指 導 件 数	
総 数	19,325,550
家 族 の 問 題	1,329,737
住 居 の 問 題	643,704
健 康 の 問 題	5,278,496
仕 事 の 問 題	766,578
事 故 ・ 災 害	178,962
生 活 費 の 問 題	1,824,966
年 金 ・ 保 険 の 問 題	675,646
生 活 環 境 の 問 題	1,112,916
そ の 他	7,514,545

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 民生委員は、昭和58年12月1日（一斉改選時）の定員数

2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の概要 (昭和61年度)	
全国社会福祉協議会 (都道府県社協、社会福祉関係中央団体等により組織) (1か所) 職員数125人	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県社協の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○全国ボランティア活動振興センターの運営 ○社会福祉研修センターの運営 ○民生委員活動の推進 ○国際協力
都道府県社会福祉協議会 (市区町村社協、社会福祉関係団体、社会福祉施設等により組織) (57か所) 職員数2,358人	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村社協活動の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○都道府県ボランティア活動指導センターの運営 ○地域福祉モデル地区事業の推進 ○福祉施設近代化の推進 ○世帯更生資金制度の運営 ○福祉基金等の運営 ○共同募金への協力
市区町村社会福祉協議会 (市区町村内の住民組織、社会福祉関係団体等により組織) (3,367か所)職員数15,808人	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・研究・広報 ○市町村ボランティアセンターの運営 ○福祉ボランティアの町づくり事業の実施 ○福祉教育等の推進 ○在宅福祉サービスの推進 ○心配ごと相談所の運営 ○高齢者能力開発情報センターの運営 ○社会福祉センターの運営 ○社会福祉施設機能の地域開放の促進 ○世帯更生資金等の貸付 ○福祉基金等の運営 ○共同募金への協力

(注) か所数、職員数は昭和61年4月1日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(4) 社会福祉・医療事業団(社会福祉関係)

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、昭和60年1月1日に社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合してできた特殊法人である。

1) 福祉貸付制度

社会福祉法人等に対する社会福祉施設の設置、整備又は、経営に必要な資金の長期・低利での貸付制度で、60年度の貸付件数は437件、貸付金額は264億円である。

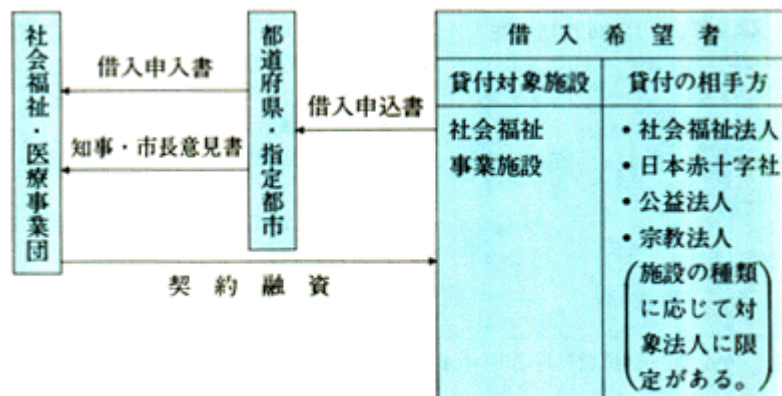
なお、61年度より、一定の基準に適合する有料老人ホームを貸付対象に加えた。

2) 退職手当共済事業

民間社会福祉施設の職員が退職した場合に、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、退職手当金を支給する制度で、60年度の給付人員は21,553人、給付金額は138億円である。

3) 心身障害者扶養保険事業

道府県・指定都市で実施されている心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を、事業団が各地方公共団体と保険契約を締結する保険事業であり、60年度の年金給付人員は10,332人、年金額は25億円である。



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare